

搬入許可書

平成30年3月8日

有限会社 松井商店
代表取締役 松井 實 様

鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長 石田 耕太郎



平成30年2月20日付で申請のあったほうきりサイクルセンターへの搬入については、鳥取中部ふるさと広域連合ごみ処理施設の設置および管理に関する条例第7条第3項の規定により、次の条件を付して許可する。

記

1 搬入期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 搬入計画量 1日平均 1t

複写厳禁

3 搬入車両

4.00t 車・車両No. 鳥取130あ 25 車種フックロール 色青	4.00t 車・車両No. 鳥取100あ 21 車種ダンプ 色青
2.00t 車・車両No. 鳥取800さ 3456 車種パッカー車 色青	2.00t 車・車両No. 鳥取430あ 1023 車種ダンプ 色青
3.00t 車・車両No. 鳥取430あ 22 車種フックロール 色青	

4 収集市町名 倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町

5 許可条件

- (1)搬入許可書を他人に譲渡又は貸与しないこと。(2)施設の内内外を汚染し、又は破損するような行為をしないこと。
- (3)有毒性、発火性又は爆発性のものを搬入しないこと。(4)搬入等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
- (5)当センター及び第三者に損害を与えたとき、申請者はその損害を賠償すること。
- (6)当センター搬入時に起きた搬入者及び搬入車両の事故について鳥取中部ふるさと広域連合はその責を負わない。
- (7)鳥取中部ふるさと広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項第1号に規定する一般廃棄物の種類及び分別区分によるもの以外を搬入しないこと。
- (8)搬入物の飛散防止対策を行うこと。

※鳥取中部ふるさと広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例第9条に該当した場合は許可を取消します。

※鳥取中部ふるさと広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例第10条に該当した場合は搬入を禁止します。